

盛岡広域都市計画地区計画の変更（滝沢市決定）

都市計画巢子工業地区地区計画を次のように変更する。

名 称		巢子工業地区地区計画	
位 置		滝沢市巢子、葉の木沢山及び明神平地内	
面 積		約 31.4 ha	
地区計画の目標		<p>本地区は、工場、商業、沿道サービス施設、住宅が混在し、市街化が進行している。このため、地区計画により建築物と地区施設を計画的に誘導し、住宅と工場、商業系施設の調和を図り、工場、商業系施設の利便を増進するとともに、周辺住宅地との調和を図り、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針		<p>国道4号沿道は、商業施設、沿道サービス施設の利便を増進する土地利用を図り、上記以外の地区は、環境の悪化をもたらす恐れのない工場の利便を増進する土地利用を図る。</p> <p>また、都市計画道路を中心に、既存の道路を有効に活用しながら区画街路を体系的に整備し、安全で快適な道路網の確保を図るとともに、近隣の住宅地の居住環境を保護するため、一部娯楽施設については、建築物の用途の制限を行う。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	<p>区画道路 幅員 9.0m 延長約 730m</p> <p>区画道路 幅員 6.0m 延長約 1,100m</p>
	地区の区分	地区の名称	A地区 B地区
		地区の面積	約29.5ha 約1.9ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第二（～）項第3号並びに（り）項第2号及び第3号に掲げる建築物は建築してはならない。	—

「地区整備計画の区域、地区の細区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり。」

理 由

建築基準法の一部改正に伴い、計画書における同法からの引用規定の整合を図る必要があるため、本案のように変更しようとするものである。